

6教義第1412号
平成7年3月30日



高 知 県 教 育 長

休日の代休日について（通知）

このことについて、別添のとおり「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の一部が改正され、平成7年4月1日から施行されることとなりました。その内容については下記のとおりですので適切な運用をお願いします。

なお、運用に当たっては、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）に十分留意してください。

記

1 休日の代休日の趣旨

- (1) 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部について、特に勤務することを命じた場合に、当該休日に代わる日として、当該休日後の勤務日を代休日として指定することができる。
- (2) 代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に、指定された代休日に特に勤務することを命ぜられたときを除き、勤務することを要しない。

2 休日の勤務

休日勤務の場合、割り振られた正規の勤務時間の初めから終わりまでの全てを勤務した場合は、代休日を指定することができるが、正規の勤務時間の時間数と同じであっても、時間帯が異なる勤務は「休日の全勤務時間を勤務した」ことにはならず、代休日を指定することはできない。

3 代休日の指定

- (1) 任命権者は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数（時間帯が異

なる場合であってもよい。)の勤務時間が割り振られた勤務日(休日を除く。)について、公務の運営の状況を考慮して代休日の指定を行うことができる。

- (2) 代休日の指定は、代休日指定簿(別紙様式)により行うものとし、できる限り休日に勤務することを命ずると同時に行うこと。
- (3) 職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合は、代休日は指定しないこと。
- (4) 代休日の指定後、代休日に勤務を命ぜられた場合は、代休の再指定はできないこと。
- (5) 休日と週休日が重なる場合は、当該休日は週休日であり、代休日を指定できないこと。

4 給与の取扱い

- (1) 代休日が指定された場合は、当該休日の勤務に対して休日勤務手当は支給されない。
- (2) 代休日の指定後、代休日に勤務を命じた場合は、代休日の勤務に対して休日勤務手当(135/100)が支給される。(教育職員を除く。)
- (3) 代休日が指定された場合で、当該休日又は代休日において正規の勤務時間外に勤務することを命じた場合には、当該休日については、通常勤務日における時間外勤務手当(125/100又は150/100)が、代休日については、休日における時間外勤務手当(135/100又は160/100)が支給される。(教育職員を除く。)

5 出勤簿の取扱い

出勤簿は次のように表示すること。



(別紙様式)

代休日指定簿

[illegible][illegible]